

## 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 道府県民税</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 個人の道府県民税</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 課税標準及び税率</b></p> <p><b>12の2</b> 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合は、100分の2）に相当する金額を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法37の2①）</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p><b>12の3</b> 法第37条の2第1項第4号の規定に基づく寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）については、次の諸点に留意すること。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 控除対象寄附金を支出する住民及び控除対象特定非営利活動法人並びに認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）の認定機関等が各地方団体による指定の状況を確認できる必要があること、また控除対象特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人等</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 道府県民税</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 個人の道府県民税</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 税率及び税額の計算</b></p> <p><b>12の2</b> 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の4 _____</p> <hr/> <p>_____に相当する金額を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法37の2①）</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p><b>12の3</b> 法第37条の2第1項第4号の規定に基づく寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）については、次の諸点に留意すること。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 控除対象寄附金を支出する住民及び控除対象特定非営利活動法人並びに認定特定非営利活動法人及び<u>仮認定特定非営利活動法人</u>（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）の認定機関等が各地方団体による指定の状況を確認できる必要があること、また控除対象特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人等</p>

となった場合、その影響は国税である所得税及び法人税、更には他の地方団体にも及ぶため、より慎重な手続きが求められるとともに、住民の福祉の増進に寄与するものであることを当該地方団体の団体意思として明確にする必要があるため、条例において控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものであること。(法37の2③)

(3)及び(4) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)を参照されたいこと。

となった場合、その影響は国税である所得税及び法人税、更には他の地方団体にも及ぶため、より慎重な手続きが求められるとともに、住民の福祉の増進に寄与するものであることを当該地方団体の団体意思として明確にする必要があるため、条例において控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないものであること。(法37の2③)

(3)及び(4) 略

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・ 「返礼品(特産品)の価格」や「返礼品(特産品)の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示(各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。)

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為を行わないようにすること。

① 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント)

ト・マイル、通信料金等)

② 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）

③ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）

(2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

(3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

(4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。

(5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

(6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

13 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国について課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の控除限度額（当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期

13 所得割の納税義務者が、外国において外国の所得税等を課された場合には、当該外国について課された外国の所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の控除限度額（当該年において同法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期

間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあっては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控除限度額)を超える額があるときは、当該国税の控除限度額に100分の12(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の6)を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、47を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないことに留意すること。

なお、外国の所得税等の額のうち所得割の額を超えるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その控除することができなかった額を還付することなく、その額を3年度に限って繰越控除することとなるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものから成るときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除するものであること。(法37の2、令7の19)

## 第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民

間を有する者が、当該期間内に生じた所得に対して外国の所得税等を課された場合にあっては、当該年の所得税法施行令第258条第4項第1号に規定する控除限度額)を超える額があるときは、当該国税の控除限度額に100分の12 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を乗じて得た額以内の額について所得割の額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、47を参照すること。ただし、前年以前3年内の各年のうち翌年の1月1日に非居住者であるため所得割を課されない年に課された外国の所得税等の額は、繰り越して控除することができないことに留意すること。

なお、外国の所得税等の額のうち所得割の額を超えるため控除することができなかった額があるときは、所得税の場合と異なり、その控除することができなかった額を還付することなく、その額を3年度に限って繰越控除することとなるが、この場合において控除することができなかった額が前年度以前3年度内の2以上の年度に生じたものから成るときは、これらの年度のうち最も前の年度に生じた額から順次控除するものであること。(法37の2、令7の19)

## 第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第4項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民

税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

**15の3** 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第7項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(6) 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類(規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。)は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 略

#### 第8 道府県による徴収

**30の2** 27から30までのほか、次の諸点に留意すること。

税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

**15の3** 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第3項の規定による国外扶養親族証明書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(6) 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類(規則第2条の2第5項第2号に掲げるものを除く。)は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) 略

#### 第8 道府県による徴収

**30の2** 27から30までのほか、次の諸点に留意すること。

(1)～(5) 略

(6) 道府県は、(5)の払込方法によるほか、市町村長の同意を得たときは、道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該道府県民税に係る地方団体の徴収金を払い込む方法により行うことができるものであること。この方法により当該市町村から当該道府県に払い込まれる平成18年度分以前の個人の住民税については、当該道府県は、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の法第47条第1項第2号に係る徴収取扱費に相当する額を当該市町村に交付することを要しないものであること。（令8⑦）

(7)～(9) 略

#### 第10 上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例

33の2 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、申告により分離課税を選択することができるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1）に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2①）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

#### 第11 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第1項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3④）

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 長期譲渡所得に係る所得割の額は、長期譲渡所得の金額に係る課税長期譲渡

(1)～(5) 略

(6) 道府県は、(4)の払込方法によるほか、市町村長の同意を得たときは、道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を市町村に払い込み、当該市町村が当該道府県民税に係る地方団体の徴収金を払い込む方法により行うことができるものであること。この方法により当該市町村から当該道府県に払い込まれる平成18年度分以前の個人の住民税については、当該道府県は、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の法第47条第1項第2号に係る徴収取扱費に相当する額を当該市町村に交付することを要しないものであること。（令8⑦）

(7)～(9) 略

#### 第10 上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例

33の2 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、申告により分離課税を選択することができるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の2 \_\_\_\_\_に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2①）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

#### 第11 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第1項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3④）

38 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 長期譲渡所得に係る所得割の額は、長期譲渡所得の金額に係る課税長期譲渡

所得金額の100分の2（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1）に相当する金額とされているが、課税長期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の長期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第31条第1項の長期譲渡所得の金額から控除すべき金額を控除した金額とされているものであること。（法附則34①）

(3)～(5) 略

39 短期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 短期譲渡所得に係る所得割の額は、短期譲渡所得の金額に係る課税短期譲渡所得金額の100分の3.6（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1.8）に相当する金額とされているが、課税短期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の短期譲渡所得金額から、これらの規定により同法第32条第1項の短期譲渡所得の金額から控除すべき金額を控除した金額とされているものであること。（法附則35①）

(3) 短期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が国又は地方公共団体等に対する譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税短期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、当該課税短期譲渡所得金額の100分の2（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1）に軽減されているものであること。（法附則35③）

(4) 略

### 第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

所得金額の100分の2 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に相当する金額とされているが、課税長期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の長期譲渡所得の金額から、これらの規定により同法第31条第1項の長期譲渡所得の金額から控除すべき金額を控除した金額とされているものであること。（法附則34①）

(3)～(5) 略

39 短期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 短期譲渡所得に係る所得割の額は、短期譲渡所得の金額に係る課税短期譲渡所得金額の100分の3.6 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に相当する金額とされているが、課税短期譲渡所得金額の計算に当たっては、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、(1)の短期譲渡所得金額から、これらの規定により同法第32条第1項の短期譲渡所得の金額から控除すべき金額を控除した金額とされているものであること。（法附則35①）

(3) 短期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が国又は地方公共団体等に対する譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税短期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、当該課税短期譲渡所得金額の100分の2 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に軽減されているものであること。（法附則35③）

(4) 略

### 第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1) に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。40の3(1)において同じ。）の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

40の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1) に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)～(5) 略

#### 第14 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例

41 当分の間、先物取引に係る雑所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の4第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の2 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1) に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した先物取引に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2 \_\_\_\_\_ に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。40の3(1)において同じ。）の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

40の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2 \_\_\_\_\_ に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)～(5) 略

#### 第14 先物取引に係る雑所得等に係る課税の特例

41 当分の間、先物取引に係る雑所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の4第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る先物取引に係る課税雑所得等の金額の100分の2 \_\_\_\_\_ に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した先物取引に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得

の金額の合計額であること。

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

### 第3節 法人の道府県民税

44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑦・8の8）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金

の金額の合計額であること。

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

### 第3節 法人の道府県民税

44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑥・8の8）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額に対する租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金



税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第7項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉔）

(1) 略

(2) 道府県民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の3.2を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事業所等を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。（令9の7㉗）

(3) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第7項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉔）

(1) 略

(2) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度若しくは連結事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度（以下(3)において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度又は連結事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7②）

また、各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第8項に規定する額を当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7⑧）

なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(4) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下(4)及び(6)において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（(6)において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又

なお、各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度若しくは連結事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度（以下(2)において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度又は連結事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7②）

また、各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第8項に規定する額を当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7⑧）

なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(3) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下(3)及び(5)において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（(5)において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又

は各連結事業年度（(6)において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑨～⑱）

ア 略

イ 適格分割又は適格現物出資（以下イ及び(6)イにおいて「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（(6)イにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(5) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割の額を超えるため控除することができなかった額（以下(5)及び(6)において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。（令9の7⑳）

(6) 令第9条の7第20項に規定する所得等申告法人（以下(6)において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令9の7㉑～㉓）

ア及びイ 略

(7) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第7項ただし書の規定により道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の

は各連結事業年度（(5)において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑨～⑱）

ア 略

イ 適格分割又は適格現物出資（以下イ及び(5)イにおいて「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（(5)イにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(4) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割の額を超えるため控除することができなかった額（以下(4)及び(5)において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。（令9の7⑳）

(5) 令第9条の7第20項に規定する所得等申告法人（以下(5)において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令9の7㉑～㉓）

ア及びイ 略

数は、同条第29項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。(令9の7㉙・則3の2①)

(8) 法第53条第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第4項で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(令9の7㉚・則3の2④)

**49の2** 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下49の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下49の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業年度」という。）又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度

**49の2** 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下49の2において同じ。）若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結親法人をいい、同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下49の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下49の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「寄附金支出事業年度」という。）又は当該特定寄附金を支出した日を含む連結事業年度

(以下49の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第1項から第6項までの規定による控除(以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除は、法第53条第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき道府県民税の法人税割額からのみ行うものであること。(法附則8の2の2①・③)

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法附則8の2の2⑥)

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合(地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の法第53条第26項の規定による利子割控除の適用がある場合には当該控除をしないで計算した場合)の道府県民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に

(以下49の2において「寄附金支出連結事業年度」という。)において、法附則第8条の2の2第1項から第6項までの規定による控除(以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除は、法第53条第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第4項、第22項又は第23項の規定により申告納付すべき道府県民税の法人税割額からのみ行うものであること。\_\_\_\_\_

なお、特定寄附金税額控除の適用がある場合における法人税割額からの税額控除は、まず特定寄附金税額控除による控除をし、次に外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。\_\_\_\_\_

(3) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額(2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5を乗じた額\_\_\_\_\_とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度又は当該寄附金支出連結事業年度の特定寄附金税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合(地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の法第53条第26項の規定による利子割控除の適用がある場合には当該控除をしないで計算した場合)の道府県民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に

係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。)の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則8の2の2①・③)

(4) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書(控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第7号の3様式及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条第1項の規定により交付する書類の写しの添付がある場合に限ること。また、(3)の控除額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。(法附則8の2の2②・⑤)

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。))及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23④IV)

(1)~(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び\_\_\_\_\_売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等

係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。)の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。\_\_\_\_\_

(4) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書\_\_\_\_\_に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の添付がある場合に限ること。また\_\_\_\_\_、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額が(3)の控除額の計算の基礎となること。\_\_\_\_\_

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。))及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23④IV)

(1)~(3) 略

(4) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除、特別試験研究費に係る法人税額の特別控除及び試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除又は売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等

(租税特別措置法第42条の4第3項に規定する中小企業者等をいう。以下50及び50の2 \_\_\_\_\_ において同じ。)の試験研究費に係るものを除く。)(措置法42の4、法附則8①・②)

(5)及び(6) 略

(7) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8⑤)

(8) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の11の3②・⑤・⑥、法附則8⑦)

(9) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12、法附則8⑨・⑩)

(10) 略

(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の5、法附則8⑬)

50の2 50(4)、(7)、(8)、(9)及び(11)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50(4)、(9)及び(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により 判定するものとする。

(2) 法人が50(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により 判定するものとする。

(3) 法人が50(8)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により 判定する

(租税特別措置法第42条の4第2項に規定する中小企業者等をいう。以下50、50の2及び50の4において同じ。)の試験研究費に係るものを除く。)(措置法42の4、法附則8① \_\_\_\_\_)

(5)及び(6) 略

(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8③)

(8) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12、法附則8⑤・⑦)

(9) 略

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の4、法附則8⑨)

(11) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の5⑦・⑧・⑨・⑬・⑮、法附則8⑩)

50の2 50(4)、(7)、(8)、(10)及び(11)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50(4)、(8)及び(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が50(7)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が50(11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によって判定する



(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6、法附則814）

50の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、令6の23）

(1) 略

(2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の11⑤）

(3)及び(4) 略

(5) 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の15の5⑤）

(6) 略

(7) 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法68の68①・⑨・68の69①）

50の6 50の4(4)、(7)、(8)、(9)及び(11)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50の4(4)、(9)及び(11)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が50の4(7)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(10) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の5、法附則810）

(11) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15の6⑦・⑧・⑨・⑭・⑯、法附則812）

50の5 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、令6の23）

(1) 略

(2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法68の11⑦）

(3)及び(4) 略

(5) 略

(6) 土地譲渡利益金額に対する法人税額（措置法68の68①・⑧・68の69①）

50の6 50の4(4)、(7)、(8)、(10)及び(11)における中小連結親法人等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50の4(4)\_\_\_\_\_における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(2) 法人が50の4(7)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(3) 法人が50の4(8) \_\_\_\_\_における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により \_\_\_\_\_判定するものとする。

53の3 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により \_\_\_\_\_ 法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合には \_\_\_\_\_、法人の道府県民税については、これらの制度をとらず、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ9年間に限って控除することとしているのであるが、これは地方団体の財政規模が一般的に小さいために損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その地方団体の財政運営に支障をきたすものと考えられたことによるものであること。(法53⑫・⑬)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。))に係る当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法

(3) 法人が50の4(8)及び(10)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時 \_\_\_\_\_の現況によつて判定するものとする。

(4) 法人が50の4(11)における中小連結親法人等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況によつて \_\_\_\_\_判定するものとする。

53の3 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定によつて法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、法人の道府県民税については、これらの制度をとらず、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ9年間に限って控除することとしているのであるが、これは地方団体の財政規模が一般的に小さいために損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その地方団体の財政運営に支障をきたすものと考えられたことによるものであること。(法53⑫・⑬)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度 \_\_\_\_\_)に係る当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法

人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度(同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。)に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の道府県民税について、内国法人にあっては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあっては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。(法53⑬・⑯)

(2)及び(3) 略

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法53⑤・⑨・⑫・⑮、令8の13・8の17・8の20・8の23)

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 略

(3) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の

人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度\_\_\_\_\_に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の道府県民税について、内国法人にあっては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあっては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。(法53⑬・⑯)

(2)及び(3) 略

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法53⑤・⑨・⑫・⑮、令8の13・8の17・8の20・8の23)

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の5第5項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 略

(3) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の

課税標準である法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(4) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

## 第5節 特定配当等に係る道府県民税

### 第19 課税対象

72 配当割の課税対象となる特定配当等の範囲は、所得税における上場株式等に係る配当所得等の課税の特例 \_\_\_\_\_ の対象とされる利子等及び配当等並びに割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の対象とされる割引債の償還金の範囲と一致するものであること。(法23①XV)

## 第3章 事業税

### 第2節 法人事業税

#### 第4 課税標準の算定

##### 2 報酬給与額の算定

4の2の9 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。(法72の15①II、令20の2の4①)

(1) 略

(2) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者のために支出する掛金等(当該掛金等のうちに加入者が負担する掛金が含まれている場合には当該加入者が負担する掛金相当額を除くものとし、積立不足に伴い拠出する掛金、実施事業所の増減に伴い拠出する掛金、確定給付企業年金を実

課税標準である法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(4) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

## 第5節 特定配当等に係る道府県民税

### 第19 課税対象

72 配当割の課税対象となる特定配当等の範囲は、所得税における上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の対象とされる \_\_\_\_\_ 配当等及び \_\_\_\_\_ 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の対象とされる割引債の償還金の範囲と一致するものであること。(法23①XV)

## 第3章 事業税

### 第2節 法人事業税

#### 第4 課税標準の算定

##### 2 報酬給与額の算定

4の2の9 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。(法72の15①II、令20の2の4①)

(1) 略

(2) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて加入者のために支出する掛金等(当該掛金等のうちに加入者が負担する掛金が含まれている場合には当該加入者が負担する掛金相当額を除くものとし、積立不足に伴い拠出する掛金、実施事業所の増減に伴い拠出する掛金、\_\_\_\_\_

施している事業主が2以上である場合等の実施事業所の減少の特例により一括して拠出する掛金、確定給付企業年金の終了に伴い一括して拠出する掛金、資産の移換に伴い一括して拠出する掛金及び積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合に拠出する掛金を含む。)

(3) 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出する同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金(同法第54条第1項の規定により移換する確定拠出年金法施行令第22条第1項第4号に掲げる資産を含む。)

(4)～(7) 略

**4の2の15** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項又は船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき労働者派遣又は船員派遣を受けた法人は、派遣契約料の75%に相当する金額が報酬給与額となり、労働者派遣又は船員派遣をした法人は、派遣契約料の75%(派遣労働者又は派遣船員(以下4の2の15及び4の6の10において「派遣労働者等」という。))に支払う給与等の額を限度とする。)に相当する金額が報酬給与額に含まれないものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。(法72の15②)

(1)及び(2) 略

#### 6 資本金等の額の算定

**4の6の3** 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1)～(3) 略

(4) 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の25③)

(5) 略

**4の6の4** 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行う

\_\_\_\_\_、確定給付企業年金の終了に伴い一括して拠出する掛金、資産の移管に伴い一括して拠出する掛金及び積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合に拠出する掛金を含む。)

(3) 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出する同法第3条第3項第7号に規定する事業主掛金(同法第54条第1項の規定により移換する確定拠出年金法施行令第22条第1項第3号に掲げる資産を含む。)

(4)～(7) 略

**4の2の15** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項又は船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき労働者派遣又は船員派遣を受けた法人は、派遣契約料の75%に相当する金額が報酬給与額となり、労働者派遣又は船員派遣をした法人は、派遣契約料の75%(派遣労働者又は派遣船員(以下4の2の15及び4の6の9において「派遣労働者等」という。))に支払う給与等の額を限度とする。)に相当する金額が報酬給与額に含まれないものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。(法72の15②)

(1)及び(2) 略

#### 6 資本金等の額の算定

**4の6の3** 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1)～(3) 略

(4) 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の25②)

(5) 略

**4の6の4** 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行う

こと。

(1) 略

(2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令 20の2の25④）

(3) 略

**4の6の5** 法第72条の21第6項第1号に規定する総資産の帳簿価額（以下4の6の5から4の6の7まで及び4の6の9において「総資産の帳簿価額」という。）の計算については、次によること。（法72の21⑥I）

(1)～(6) 略

**4の6の8** 法第72条の21第6項第2号に規定する帳簿価額は税務上の帳簿価額によること。また、同号に規定する特定子会社の判定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法72の21⑥II）

(1)～(3) 略

**4の6の9** 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。（令 20の2の21IV）

なお、内国法人が特定子会社に対し、外国政府等を通じて間接に金銭の貸付けを行っている場合において、当該外国政府等が当該内国法人から貸し付けられた金銭の額と同額の貸付けを当該特定子会社に対して行うことが契約等において明示されている場合には、当該貸付金は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含めないものとする。

**4の6の10** 非課税事業又は収入金額課税事業（(4)において「非課税事業等」という。）と所得等課税事業とを併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令 20の2の25

こと。

(1) 略

(2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定（令 20の2の25③）

(3) 略

**4の6の5** 法第72条の21第4項第1号に規定する総資産の帳簿価額（以下4の6の5から4の6の7まで及び4の6の9において「総資産の帳簿価額」という。）の計算については、次によること。（法72の21⑥I）

(1)～(6) 略

**4の6の8** 法第72条の21第6項第2号に規定する帳簿価格は税務上の帳簿価格によること。また、同号に規定する特定子会社の判定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法72の21⑥II）

(1)～(3) 略

**4の6の9** 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。（令 20の2の21V）

なお、内国法人が特定子会社に対し、外国政府等を通じて間接に金銭の貸付けを行っている場合において、当該外国政府等が当該内国法人から貸し付けられた金銭の額と同額の貸付けを当該特定子会社に対して行うことが契約等において明示されている場合には、当該貸付金は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含めないものとする。

**4の6の10** 非課税事業又は収入金額課税事業（(4)において「非課税事業等」という。）と所得等課税事業とを併せて行う法人の資本金等の額のあん分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令 20の2の25

)

(1)～(3) 略

(4) 従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合には、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。）を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数で除して得た値で按分することとする。

ア～ウ 略

(5) 略

(6) それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準により按分するものとする。

この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

#### 7 所得の算定

**4の7の4** 法人の前9年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前9年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①・④、令20の3・21）

(1)～(3) 略

)

(1)～(3) 略

(4) 従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合には、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第3号ただし書のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。）を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数で除して得た値で按分することとする。

ア～ウ 略

(5) 略

(6) それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分するものとする。

この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

#### 7 所得の算定

**4の7の4** 法人の前9年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前9年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①・④、令20の3・21）

(1)～(3) 略

(4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。(法72の23①・④、令20の3・21②)

ア 被合併法人等の繰越欠損金額等の引継ぎ

内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係(当該内国法人による完全支配関係又は法人税法第2条第12号の7の6(定義)に規定する相互の関係に限る。)がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人(以下4の7の4(4)アにおいて「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した各事業年度(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。)において生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額(以下4の7の4(4)ア及びイ(ア)において「未処理欠損金額等」という。)があるときは、その未処理欠損金額等は、当該内国法人の合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなすものであること。(法人税法57②参照)

イ 繰越欠損金額等に係る制限

(ア) 4の7の4(4)アの適格合併に係る被合併法人(内国法人との間に支配関係を有するものに限る。)又は4の7の4(4)アの残余財産が確定した他の内国法人(以下4の7の4(4)イ(ア)において「被合併法人等」という。)の未処理欠損金額等には、当該適格合併が共同で事業を行うためのものに該当する場合又は当該被合併法人等の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業

(4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。(法72の23①・④、令20の3・21②)

ア 被合併法人等の繰越欠損金額等の引継ぎ

内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係(当該内国法人による完全支配関係又は法人税法第2条第12号の7の6(定義)に規定する相互の関係に限る。)がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人(以下4の7の4(4)アにおいて「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した各事業年度

において生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額(以下4の7の4(4)ア及びイ(ア)において「未処理欠損金額等」という。)があるときは、その未処理欠損金額等は、当該内国法人の合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額等の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなすものであること。(法人税法57②参照)

イ 繰越欠損金額等に係る制限

(ア) 4の7の4(4)アの適格合併に係る被合併法人(内国法人との間に支配関係を有するものに限る。)又は4の7の4(4)アの残余財産が確定した他の内国法人(以下4の7の4(4)イ(ア)において「被合併法人等」という。)の未処理欠損金額等には、当該適格合併が共同で事業を営むためのものに該当する場合又は当該被合併法人等の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業

年度開始の日の5年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係があると認められる場合のいずれにも該当しない場合には、支配関係事業年度（当該被合併法人等と当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度をいう。）前に生じた欠損金額又は個別欠損金額及び支配関係事業年度後に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは含まれないものであること。（法人税法57③参照）

(イ) 内国法人と支配関係法人（当該法人との間に支配関係がある法人をいう。以下4の7の4(4)イ(イ)において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法人税法第61条の13第1項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下4の7の4(4)イ(イ)において「適格組織再編成等」という。）が行われた場合（当該内国法人の当該適格組織再編成等の日の属する事業年度（以下4の7の4(4)イ(イ)において「組織再編成事業年度」という。）開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係があると認められる場合を除く。）において、当該適格組織再編成等が共同で事業を行うためのものに該当しないときは、当該内国法人の支配関係事業年度（当該内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度をいう。）前に生じた当該内国法人の欠損金額又は個別欠損金額及び支配関係事業年度後に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは、当該内国法人の組織再編成事業年度以後の繰越控除においては、ないものとする。（法人税法57④参照）

年度開始の日の5年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係があると認められる場合のいずれにも該当しない場合には、支配関係事業年度（当該被合併法人等と当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度をいう。）前に生じた欠損金額又は個別欠損金額及び支配関係事業年度後に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは含まれないものであること。（法人税法57③参照）

(イ) 内国法人と支配関係法人（当該法人との間に支配関係がある法人をいう。以下4の7の4(4)イ(イ)において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法人税法第61条の13第1項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下4の7の4(4)イ(イ)において「適格組織再編成等」という。）が行われた場合（当該内国法人の当該適格組織再編成等の日の属する事業年度（以下4の7の4(4)イ(イ)において「組織再編成事業年度」という。）開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係があると認められる場合を除く。）において、当該適格組織再編成等が共同で事業を営むためのものに該当しないときは、当該内国法人の支配関係事業年度（当該内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなった日の属する事業年度をいう。）前に生じた当該内国法人の欠損金額又は個別欠損金額及び支配関係事業年度後に生じた欠損金額又は個別欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは、当該内国法人の組織再編成事業年度以後の繰越控除においては、ないものとする。（法人税法57④参照）

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

(1) 「療養の給付、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付」とは、それぞれ次に掲げるものをいうものであること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の場合にあつては、同法第3章に規定する被保険者の疾病又は負傷に関して保険者が給付する同法第63条第1項各号に掲げる給付及び同法第3条に規定する日雇特例被保険者の疾病又は負傷に関して同法第129条において準用する同法第63条第1項各号に掲げる給付

イ～サ 略

(2)～(16) 略

#### 10 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

4の10 内国法人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の19・72の22・72の24・72の24の3）

なお、従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定する場合の按分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令20の2の19・20の2の23・20の2の24・21の8・23）

4の11 外国法人の資本金等の額から従業者数按分により控除すべき外国の事業に帰属する資本金等の額を算定する場合の按分の基準となる従業者数について、当該

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

(1) 「療養の給付、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付」とは、それぞれ次に掲げるものをいうものであること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の場合にあつては、同法第3章に規定する被保険者の疾病又は負傷に関して保険者が給付する同法第63条第1項各号に掲げる給付及び同法第3条に規定する日雇特例保険者の疾病又は負傷に関して同法第129条において準用する同法第63条第1項各号に掲げる給付

イ～サ 略

(2)～(16) 略

#### 10 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

4の10 内国法人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の19・72の22・72の24・72の24の3）

なお、従業者数あん分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定場合のあん分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令20の2の19・20の2の23・20の2の24・21の7・23）

外国法人の恒久的施設と他の法人の事務所等に兼務している者については、原則として当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等それぞれの従業者として取り扱うものであるが、関係法令の規定があるため国内においてのみ多数の従業者が兼務している等の理由により、この取扱いによることが不合理であると認められる場合には、当該兼務している者の合計数を、当該外国法人の恒久的施設及び当該他の法人の事務所等に係る当該兼務している者の勤務時間の合計数等の最も妥当と認められる基準により按分することとしても差し支えないものであること。（令20の2の24）

この場合において、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

(2) 当該外国法人の外国の事務所等の従業者が他の法人の事務所等に兼務している場合には、当該兼務している者の合計数についても、同様の基準により按分すること。

#### 第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の1 各事業年度の開始の日前に開始した内国法人の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくもの（以下5の1において「仮装経理事業税額」という。）については当該各事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度に限る。）の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、次の諸点に留意すること。（法72の24の10）

(1)～(4) 略

(5) 仮装経理事業税額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア及びイ 略

#### 第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の1 各事業年度の開始の日前に開始した内国法人の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくもの（以下5の1において「仮装経理事業税額」という。）については当該各事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度に限る。）の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、次の諸点に留意すること。（法72の24の10）

(1)～(4) 略

(5) 仮装経理事業税額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア及びイ 略

ウ 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法第72条の25又は第72条の28 \_\_\_\_\_の規定による申告書の提出期限が到来した場合（法72条の24の10③）

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法第72条の25又は第72条の28 \_\_\_\_\_の規定による申告書の提出期限が到来した場合（法72条の24の10③）

オ～キ 略

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3及び5の4(2)において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第72条の48第3項に規定する事業税の分割基準により按分して計算した金額）の100分の10に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該

ウ 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告書の提出期限が到来した場合（法72条の24の10③）

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告書の提出期限が到来した場合（法72条の24の10③）

オ～キ 略

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人又は青色申告書の提出の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するものが、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3及び5の4(2)において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第72条の48第2項に規定する事業税の分割基準により按分して計算した金額）の100分の10を乗じた額 \_\_\_\_\_とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該

寄附金支出事業年度の法第72条の24の7第1項から第3項までの規定により計算した事業税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則9の2の2①)

(3) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書(控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第7号の3様式及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しの添付がある場合に限ること。また、(2)の控除額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。(法附則9の2の2②)

#### 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の5 災害その他やむを得ない理由(法第72条の25第3項及び第5項の規定の適用を受けることができる理由を除く。)とは、風水害、地震、火災、法令違反の嫌疑等による帳簿書類の押収及びこれらに準ずるもののみをいうのであって、単に計算書類の作成の遅延により事業年度終了の日から2月以内に決算が確定しないような場合は含まないものであること。(法72の25②・④)

#### 6の6 削除

6の7 法第72条の26第1項本文及び第2項の6月を経過した日の前日までに納付すべき事業税額が確定しているかどうかは、同条第7項の規定が適用される場合

寄附金支出事業年度の法第72条の24の7第1項から第3項までの規定により計算した事業税額の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則9の2の2①)

(3) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書、修正申告書又は更正請求書  
に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類  
の添付がある場合に限ること。また、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額が(2)の控除額の計算の基礎となること。(法附則9の2の2②)

#### 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の5 災害その他やむを得ない理由(6の6の理由を除く。)とは、風水害、地震、火災、法令違反の嫌疑等による帳簿書類の押収及びこれらに準ずるもののみをいうのであって、単に計算書類の作成の遅延により事業年度終了の日から2月以内に決算が確定しないような場合は含まないものであること。(法72の25②・④)

6の6 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由とは、公認会計士若しくは監査法人(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第3項に規定する監査法人をいう。)又は監査役の監査を受けなければならないことその他これに類することをいうものであること。(法72の25③・⑤)

6の7 法第72条の26第1項本文及び第2項の6月を経過した日の前日までに納付すべき事業税額が確定しているかどうかは

を除き、法人が同日までに申告書を提出したか又は更正若しくは決定を受けたかにより判定すること。

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入割を申告納付すべき法人（以下この章において「収入金額課税法人」という。）を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。この結果、当該法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、住民税及び事業税のいずれについても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。（法72の26⑧・⑨）

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑧・⑨）

（1） 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

（2） 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5

\_\_\_\_\_、法人が同日までに申告書を提出したか又は更正若しくは決定を受けたかにより判定すること。

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入割を申告納付すべき法人（以下この章において「収入金額課税法人」という。）を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。この結果、当該法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、住民税及び事業税のいずれについても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。（法72の26⑦・⑧）

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑦・⑧）

（1） 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の10第5項、第68条の11第7項、第68条の13第4項、第68条の15の4第5項\_\_\_\_\_、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

（2） 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち租税特別措置法第42条の5第5

項、第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

6の14 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため又は定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（7において「定款等」という。）の定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるため又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないために当該法人が申告納付期限の延長の承認を受けた場合には、不申告加算金は徴収できないものであるが、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合又は連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由に係る場合には\_\_\_\_\_、他の法人との均衡等を考慮して、延滞金を徴収するものであること。（法72の25②～⑤・72の45の2）

6の24 法第72条の33の2第2項に規定する申告書又は同条第1項に規定する修正申告書（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）を提出した法人が課税標準の計算の基礎となった法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が、当該申告に係る計算の基礎となった事業年度において連結申告法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人をいう。以下この章において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合には\_\_\_\_\_、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合）には、法定納期限の翌日から

項、第42条の6第7項、第42条の9第4項、第42条の12の3第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

6の14 災害その他やむを得ない理由\_\_\_\_\_又は会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないために当該法人が申告納付期限の延長の承認を受けた場合には、不申告加算金は徴収できないものであるが、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由\_\_\_\_\_又は連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由に係る場合にあっては、他の法人との均衡等を考慮して、延滞金を徴収するものであること。（法72の25②～⑤・72の45の2）

6の24 法第72条の25から第72条の29まで又は第72条の33第1項の規定によって申告書\_\_\_\_\_を提出した法人が課税標準の計算の基礎となった法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が、当該申告に係る計算の基礎となった事業年度において連結申告法人（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される連結事業年度の連結法人をいう。以下この章において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について国の税務官署の更正又は決定を受けた場合）には、法定納期限の翌日から



9の1 法第72条の48第3項の事業所等（同項第1号に規定する事業所等をいう

。以下この節において同じ。）の従業者とは、当該事業所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を営む個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合において、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2の2第1項に規定する給与に該当するものであること。（法72の48③、則6の2の2①）

なお、その運営に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事業所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事業所等の判定が困難なものについては、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 給与の支払いを受けるべき事業所等と勤務すべき事業所等とが異なる者（例えば主たる事業所等で一括して給与を支払っている場合等） 当該勤務すべき事業所等

イ 転任等の理由により 勤務すべき事業所等が1月のうちに2以上となった者 当該月の末日現在において勤務すべき事業所等

ウ 各事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、9の1(1)エ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等

エ 技術指導、実地研修等何らの名義をもってするを問わず、連続して1月以上の期間にわたって同一の事業所等に出張している者 当該出張先の事業所等

オ 2以上の事業所等に兼務すべき者 主として勤務すべき事業所等（主として勤務すべき事業所等の判定が困難なものにあつては、当該給与の支払いを受け

9の1 法第72条の48第3項の事務所等

\_\_\_\_\_の従業者とは、当該事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を営む個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合において、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2第1項 \_\_\_\_\_に規定する給与に該当するものであること。（法72の48③、則6の2① \_\_\_\_\_）

なお、その運営に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事務所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事務所等の判定が困難なものについては、\_\_\_\_\_次に掲げる事務所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 給与の支払いを受けるべき事務所等と勤務すべき事務所等とが異なる者（例えば主たる事務所等で一括して給与を支払っている場合等） 当該勤務すべき事務所等

イ 転任等の理由によって勤務すべき事務所等が1月のうちに2以上となった者 当該月の末日現在において勤務すべき事務所等

ウ 各事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がないもののうち、9の1(1)エ以外の者 給与の支払いを受けるべき事務所等

エ 技術指導、実地研修等何らの名義をもってするを問わず、連続して1月以上の期間にわたって同一事務所等に出張している者 当該出張先の事務所等

オ 2以上の事務所等に兼務すべき者 主として勤務すべき事務所等（主として勤務すべき事務所等の判定が困難なものにあつては、当該給与の支払いを受け

るべき事業所等)

(2) 次に掲げる者(例えば親会社又は子会社の事業所等の従業員のうち、その従業員がいずれの会社の従業員であるか判定の困難なもの等)については、9の1(1)にかかわらず、それぞれ次に掲げる事業所等の従業員として取り扱うものとする。

ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の事業所等で勤務すべき者(当該者が2以上の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者のいずれか一の事業所等に勤務すべき場合を含む。) 当該勤務すべき事業所等

イ 2以上の納税義務者の事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、9の1(2)ウ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等

ウ 事業所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等何らの名義をもってするを問わず、当該事業所等に派遣されたもので連続して1月以上の期間にわたって当該事業所等に勤務すべき者 当該勤務すべき事業所等

エ 2以上の納税義務者の事業所等に兼務すべき者 当該兼務すべきそれぞれの事業所等

(3) 次に掲げる者については、当該事業所等又は施設の従業員として取り扱わないものとする。

ア 略

イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき事業所等が課税標準額の分割の対象となる事業所等から除外される場合(例えば非課税事業を営む事業所等)の当該事業所等の従業員

ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合の当該施設の従業員(例えば常時船舶の乗組員である者、現場

るべき事務所等)

(2) 次に掲げる者(例えば親会社又は子会社の事務所等の従業員のうち、その従業員がいずれの会社の従業員であるか判定の困難なもの等)については、9の1(1)にかかわらず、\_\_\_\_\_次に掲げる事務所等の従業員として取り扱うものとする。

ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の事務所等で勤務すべき者(当該者が2以上の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者のいずれか一の事務所等に勤務すべき場合を含む。) 当該勤務すべき事務所等

イ 2以上の納税義務者の事務所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事務所等がないもののうち、9の1(2)ウ以外の者 給与の支払いを受けるべき事務所等

ウ 事務所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等何らの名義をもってするを問わず、当該事務所等に派遣されたもので連続して1月以上の期間にわたって当該事務所等に勤務すべき者 当該勤務すべき事務所等

エ 2以上の納税義務者の事務所等に兼務すべき者 当該兼務すべきそれぞれの事務所等

(3) 次に掲げる者については、当該事務所等又は施設の従業員として取り扱わないものとする。

ア 略

イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき事務所等が課税標準額の分割の対象となる事務所等から除外される場合(例えば非課税事業を営む事務所等)の当該事務所等の従業員

ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業員(例えば常時船舶の乗組員である者、現場

作業所等の従業者)

エ 病欠欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事業所等に勤務しない者(当該勤務していない期間に限る。)

(4) 9の1(1)から(3)までに掲げるもののほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。

ア 非課税事業、収入金額課税事業又は鉄軌道事業とその他の事業とを併せて行う納税義務者の従業者のうち、それぞれの事業に区分することが困難なものの数については、それぞれの事業の従事者として区分されたものの数により按分するものとする。

イ 略

ウ 連続して1月以上の期間にわたるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日現在によるものとする。この場合において、課税標準の算定期間の末日現在においては1月に満たないが、当該期間の翌期を通じて判定すれば1月以上の期間にわたると認められるときは                    、連続して1月以上の期間にわたるものとし、また、日曜日、祝祭日等当該事業所等の休日については、当該休日である期間は、勤務していた日数に算入すること。

エ 事業所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、家屋の延床面積等合理的方法により按分した数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)をそれぞれの道府県の従業者数とするものであること。

9の2 法第72条の4第5項に規定する事業所等の従業者については、9の1に定めるもののほか、次の諸点に留意すること。

(1) 事業年度中途において、新設された事業所等にあつては事業年度終了の日の末日、廃止された事業所等にあつては廃止の月の直前の月の末日現在の従業者の数に基づいて月割により算定した従業者の数値によるものであるが、この場合の新設された事業所等には、営業の譲受又は合併により設置される事業所等も

作業所等の従業者)

エ 病欠欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務しない者(当該勤務していない期間に限る。)

(4) 9の1(1)から(3)までに掲げるもののほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。

ア 非課税事業、収入金額課税事業又は鉄軌道事業とその他の事業とを併せて行う納税義務者の従業者のうち、それぞれの事業に区分することが困難なものの数については、それぞれの事業の従事者として区分されたものの数によりあん分するものとする。

イ 略

ウ 連続して1月以上の期間にわたるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日現在によるものとする。この場合において、課税標準の算定期間の末日現在においては1月に満たないが、当該期間の翌期を通じて判定すれば1月以上の期間にわたると認められる場合においては、連続して1月以上の期間にわたるものとし、また、日曜日、祝祭日等当該事務所等の休日については、当該休日である期間は、勤務していた日数に算入すること。

エ 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、家屋の延床面積等合理的方法によりあん分した数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)をそれぞれの道府県の従業者数とするものであること。

9の2 法第72条の4第5項に規定する事務所等の従業者については、9の1に定めるもののほか、次の諸点に留意すること。

(1) 事業年度中途において、新設された事務所等にあつては事業年度終了の日の末日、廃止された事務所等にあつては廃止の月の直前の月の末日現在の従業者の数に基づいて月割により算定した従業者の数値によるものであるが、この場合の新設された事務所等には、営業の譲受又は合併により設置される事務所等も

含まれるものであること。

- (2) 一の事業年度の中途において、新設され、かつ、廃止された事業所等については、廃止された事業所等として従業者の数を算定するものであること。
- (3) 事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事業所等については、

その事業年度に属する各月の末日の従業者の数の合計数

その事業年度の月数

により従業者の数を算定することとなるが、この適用があるのは、当該事業所等に限るものであって、他の事業所等については適用がないものであること。

また、事業年度の中途において新設又は廃止された事業所等であっても事業所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事業所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の算定については、次の取扱いによるものであること。

ア 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって、例えば、月の初日から引き続き日雇労働者として雇用されていたものであっても、当該月の末日の前日までの間に解雇されたものは分割基準の対象となる従業者とはならないものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事業所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇労働者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

イ 略

含まれるものであること。

- (2) 一の事業年度の中途において、新設され、かつ、廃止された事務所等については、廃止された事務所等として従業者の数を算定するものであること。
- (3) 事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事務所等については、

その事業年度に属する各月の末日の従業者の数の合計数

その事業年度の月数

により従業者の数を算定することとなるが、この適用があるのは、当該事務所等に限るものであって、他の事務所等については適用がないものであること。

また、事業年度の中途において新設又は廃止された事務所等であっても事務所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事務所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の算定については、次の取扱いによるものであること。

ア 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって、例えば、月の初日から引き続き日雇労働者として雇用されていたものであっても、当該月の末日の前日までの間に解雇されたものは分割基準の対象となる従業者とはならないものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事務所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇労働者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

イ 略

**9の3** 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の分割基準となる事業年度終了の日現在における従業者の数のうち、その工場に勤務するものについては、当該従業者数の数値に当該数値の2分の1を加えた数値によることとされているが、この場合において、製造業を行う法人とは、その法人の行う主たる事業が規則第6条の2の2第2項各号に掲げる事業に該当するものをいい、工場とは、物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事業所等をいうものであること。

なお、細部の取扱いについては、別途「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」（昭和37年5月4日自治丙府発第39号）によること。（法72の48④）

**9の4** 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所（他の者が維持し、及び運用する発電所を含む。以下9の4において同じ。）の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。）と電氣的に接続している電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。）であって、当該分割法人が維持し、及び運用するものうち、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-0222に定める電線路の公称電圧が66キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所が発電を行う場合においてその発電した電気を基幹系統側（基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側）に送電するために設けられた電線路をいうものであること。  
（法72の48③Ⅱロ(1)、則6の2③）

**9の5** 法第72条の48第3項第2号ロ(1)の電線路の電力の容量については、次により取り扱うものであること。（法72の48③Ⅱロ(1)）

(1) 電線路の性能を示した容量を用いるものであり、運用上の容量を用いるものではないこと。

(2) 連続的に送電できる電力の容量とするものであること。なお、同一の電線路

**9の3** 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の分割基準となる事業年度終了の日現在における従業者の数のうち、その工場に勤務するものについては、当該従業者数の数値に当該数値の2分の1を加えた数値によることとされているが、この場合において、製造業を行う法人とは、その法人の行う主たる事業が規則第6条の2第5項各号    に掲げる事業に該当するものをいい、工場とは、物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事務所等をいうものであること。

なお、細部の取扱いについては、別途「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」（昭和37年5月4日自治丙府発第39号）によること。（法72の48④）

について、その電力の容量が時期により異なるものとされている場合には、電力の容量が最大となる時期における電力の容量とするものであること。

(3) 電力の容量が異なる区間がある電線路については、発電所から受電する部分における電力の容量とするものであること。

**9の6** 法第72条の48第9項第1号の小売電気事業の用に供するための電気を発電するものには、電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業を行う法人で専ら同項第7号に規定する電力量調整供給、同項第8号イに規定する最終保障供給又は同号ロに規定する離島供給の用に供するための電気を発電するものは含まないものであること。(法72の48⑨I)

**9の7** 法第72条の48第4項第3号に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。(法72の48④、則6の2の2④)

**9の8** 法第72条の48第3項第4号に規定する軌道の延長キロメートル数は、次により取り扱うものであること。(法72の48③)

(1)～(3) 略

**9の9** 2以上の道府県に事業所等を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合の割合については、次の諸点に留意すること。(法72の48⑩、令35の2)

(1)～(3) 略

**9の10** 法第72条の48第3項第5号に規定する事業所等の数は、次により取り扱うものであること。

(1) 事業所等に該当するか否かの判定は、第1章第1節6によること。

**9の4** 法第72条の48第4項 \_\_\_\_\_ に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。(法72の48④、則6の2②)

**9の5** 法第72条の48第3項 \_\_\_\_\_ に規定する軌道の延長キロメートル数は、次により取り扱うものであること。(法72の48③)

(1)～(3) 略

**9の6** 2以上の道府県に事務所等を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合の割合については、次の諸点に留意すること。(法72の48⑨、令35の3)

(1)～(3) 略

**9の7** 法第72条の48第3項 \_\_\_\_\_ に規定する事務所又は事業所の数は、次により取り扱うものであること。

(1) 事務所等に該当するか否かの判定は、第1章第1節6によること。

(2) 事業所等の数の算定に当たっては、原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物（以下9の10において「建物」という。）について一の事業所等として取り扱うこと。

(3) 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事業所等として取り扱うこととなるが、この場合において、2以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事業所等として取り扱うことに留意すること。

(4) 事業所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、次に掲げる道府県の事業所等として取り扱うものであること。

ア 事業所等の建物が、一の道府県の区域のみに所在する場合 当該建物の所在する道府県

イ 事業所等の建物が、2以上の道府県の区域にまたがる場合 当該建物の所在するそれぞれの道府県

#### 9の11 略

9の12 外国法人の恒久的施設とみなされた代理人の事務所等が2以上の道府県に所在する場合については、その事務所等のうち当該外国法人のための業務を行う事務所等のみが当該外国法人の事業所等とみなされるものであること。この場合において、同一の事業所等において代理人の本来の業務と外国法人の代理に関する業務を併せて行っている場合の分割の基準となる従業者数は、専ら当該外国法人の代理業務のみを行う者のみとするものであること。

#### 9の13及び9の14 略

##### 第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当

(2) 事務所等の数の算定に当たっては、原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物（以下9の7において「建物」という。）について一の事務所等として取り扱うこと。

(3) 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事務所等として取り扱うこととなるが、この場合において、2以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事務所等として取り扱うことに留意すること。

(4) 事務所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、次に掲げる道府県の事務所等として取り扱うものであること。

ア 事務所等の建物が、一の道府県の区域のみに所在する場合 当該建物の所在する道府県

イ 事務所等の建物が、2以上の道府県の区域にまたがる場合 当該建物の所在するそれぞれの道府県

#### 9の8 略

9の9 外国法人の事務所等とみなされた代理人の事務所等が2以上の道府県に所在する場合については、その事務所等のうち当該外国法人のための業務を行う事務所等のみが当該外国法人の事務所等とみなされるものであること。この場合において、同一の事務所等において代理人の本来の業務と外国法人の代理に関する業務を併せて行っている場合の分割の基準となる従業者数は、専ら当該外国法人の代理業務のみを行う者のみとするものであること。

#### 9の10及び9の11 略

##### 第10 法人の事業税の市町村に対する交付

10 法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。以下この項において同じ。）の交付額の算定及びその市町村に対する交付に当

たつては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 平成31年度から平成34年度において、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

ア 略

イ 平成32年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、その交付率は100分の2.4とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割額により按分して得た額を交付すること。なお、平成32年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の前年度10月から7月までを算定期間とすること。

(平成28年改正法附則6③、平成28年改正令附則4②)

ウ 平成33年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5.4を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4③)

エ 平成34年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5.4を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4④)

### 第3節 個人の事業税

#### 第10 課税標準の算定

10の4 個人事業税の課税標準である所得は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その個人の前年分の所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及び事業所得の計算の例により算定することとなるが、その取扱いについては、4の7の3に準ずること。なお、この場合における不動産所得及び事業所得の計算に係る規定には、租税特別措置法第25条の2の規定は、含まれないものであるので留意すること。(法72の49の12①)

たつては、次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 平成31年度から平成34年度において、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

ア 略

イ 平成32年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、その交付率は100分の2.4とし、各市町村の法人税割額又は都民税の法人税割額により按分して得た額を交付すること。なお、平成32年度に限り、8月に交付すべき額は当該年度の前年度10月から7月までを算定期間とすること。

(平成28年改正法附則6③、平成28年改正令附則4③)

ウ 平成33年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5.4を乗じて得た額の3分の2を法人税割額で、他の3分の1を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4④)

エ 平成34年度における法人事業税交付金は、(1)の規定にかかわらず、納付された法人事業税の額に100分の5.4を乗じて得た額の3分の1を法人税割額で、他の3分の2を各市町村又は特別区の従業者数で按分して得た額を交付すること。(平成28年改正法附則6④、平成28年改正令附則4⑤)

### 第3節 個人の事業税

#### 第10 課税標準の算定

10の4 個人事業税の課税標準である所得は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その個人の前年分の所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定することとなるが、その取扱いについては、4の7の2及び4の7の3に準ずること。なお、この場合における不動産所得及び事業所得の計算に係る規定には、租税特別措置法第25条の2の規定は、含まれないものであるので留意すること。(法72の49の12①)

## 第 1 1 申告

### 1 1 の 3 削除

1 1 の 4 2 以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う個人に課する事業税の所得の総額を主たる事務所等所在地の道府県知事が決定した場合における関係道府県知事に対する通知には、次に掲げる事項を併せて行うものとする。 (法 7 2 の 5 4 ③)

ア～エ 略

オ 関係道府県内に所在する事務所等の従業者の数及び当該従業者数により按分された所得

### 第 1 2 2 以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

1 2 9 の 1 及び 9 の 2 は、2 以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う個人の場合にこれを準用する。 (法 7 2 の 5 4 ②、則 6 の 2 の 2 ①)

## 第 4 章 地方消費税

### 第 5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1) 貨物割にあつては国から通知された令第 3 5 条の 1 7 第 1 項に規定する徴収取扱費基礎額 (同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法第 7 2 条の 1 0 3 第 3 項の規定により道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額 (当該各徴収取扱費算定期間内に法第 7 2 条の 1 0 4 の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第 7 2 条の 1 0 5 第 2 項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。) の 1 7 分の 1 0 に相当する額) に 1 0 0 分の 0 . 6 0 を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から 3 0 日以内に支払うも

## 第 1 1 申告

1 1 の 3 規則第 7 条の 2 の 2 第 2 項の事務所、事業所等の所在地には、規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に限らず、同項の住所地及び居所地 (ただし、国内に所在するものに限る。) を含むものであること。 (法 7 2 の 5 5 の 3、則 7 の 2 の 2 ②)

1 1 の 4 2 以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う個人に課する事業税の所得の総額を主たる事務所等所在地の道府県知事が決定した場合における関係道府県知事に対する通知には、次に掲げる事項を併せて行うものとする。 (法 7 2 の 5 4 ③)

ア～エ 略

オ 分割基準 及び 分割 された所得

### 第 1 2 2 以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

1 2 9 の 1 及び 9 の 2 は、2 以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う個人の場合にこれを準用する。 (法 7 2 の 5 4 ②、則 6 の 2 ①)

## 第 4 章 地方消費税

### 第 5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1) 貨物割にあつては国から通知された令第 3 5 条の 1 7 第 1 項に規定する徴収取扱費基礎額 (同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法第 7 2 条の 1 0 3 第 3 項の規定により道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額 (当該各徴収取扱費算定期間内に法第 7 2 条の 1 0 4 の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第 7 2 条の 1 0 5 第 2 項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。) の 1 7 分の 1 0 に相当する額) に 1 0 0 分の 0 . 5 5 を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から 3 0 日以内に支払うも

のであること。(法72の113)

(2) 譲渡割にあっては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額(同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の6第3項の規定により道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の7の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第9条の8第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の17分の10に相当する額)に100分の0.60を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。(法附則9の14)

(3) なお、9(1)及び(2)による徴収取扱費の算定については、平成29年3月から5月までの徴収取扱費算定期間から適用されることとなることに留意すること。また、平成29年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については改正前の算定方法、4月から5月分については9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第118号)附則4②・③)

#### 第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 消費に相当する額については、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額、小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額(以下「総額の合算額」という。)の合算額の30分の7に相当する額を人口で按分して得られる額並びに総額の合算額の30分の3に相当する額を従業者数で按分して得られる額とを合計して得た額を用いるものであること。(令35の20②、則7の2の10)

のであること。(法72の113)

(2) 譲渡割にあっては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額(同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の6第3項の規定により道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額(当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の7の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第9条の8第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の17分の10に相当する額)に100分の0.55を乗じて得た金額を、国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。(法附則9の14)

(3) なお、9(1)及び(2)による徴収取扱費の算定については、平成28年3月から5月までの徴収取扱費算定期間から適用されることとなることに留意すること。また、平成28年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については改正前の算定方法、4月から5月分については9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第133号)附則5②・③)

#### 第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 消費に相当する額については、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額、小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額(以下「総額の合算額」という。)の合算額の15分の3に相当する額を人口で按分して得られる額並びに総額の合算額の15分の2に相当する額を従業者数で按分して得られる額とを合計して得た額を用いるものであること。(令35の20②、則7の2の10)

## 第8 地方消費税の使途

12 地方消費税の使途については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 法第72条の116に規定する引上げ分に係る地方消費税の上記社会保障施策に要する経費への充当については、予算書及び決算書の説明資料等に明示することにより、住民に対して周知することが適当であること。使途の明確化に当たっては、「引上げ分に係る地方消費税の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)を参照すること。

### 第5章 不動産取得税

#### 第1 納税義務者及び課税客体

3 不動産の「取得」の認定については、次の諸点に留意すること。(法73の2)

(1)～(5) 略

(6) 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項に規定する専有部分(以下(6)及び(7)において「専有部分」という。)の取得があった場合には、当該専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により同法第2条第4項に規定する共用部分((7)において「共用部分」という。)とされた附属の建物を含む。)の価格を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項(仕上部分の程度)について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課するものであること。(法73の2④)

(7) 建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物(高さが60メートルを超える建築物)であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの(以下(7)において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があった場合には、(6)の規定にか

## 第8 地方消費税の使途

12 地方消費税の使途については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 法第72条の116に規定する引上げ分に係る地方消費税の上記社会保障施策に要する経費への充当については、予算書や決算書の説明資料等に明示することにより、住民に対して周知することが適当であること。使途の明確化に当たっては、「引上げ分に係る地方消費税の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)を参照すること。

### 第5章 不動産取得税

#### 第1 納税義務者及び課税客体

3 不動産の「取得」の認定については、次の諸点に留意すること。(法73の2)

(1)～(5) 略

かわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれ次に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項（仕上部分の程度）について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があったものとみなして、不動産取得税を課するものであること。

ア 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。イにおいて同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

イ アに掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積（法73の2⑤）

(8) 共用部分のみの建築があった場合には\_\_\_\_\_、当該建築に係る共用部分を管理者等が所有する場合であっても、管理者等に課税するものでないことに留意すること。（法73の2⑥）

18 免税点の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法73の15の2）

(1)及び(2) 略

(3) 家屋を取得した場合、一戸について免税点を適用するものとされているが、主体構造部の取得者と附帯設備の取得者とが異なるため、法第73条の2第7項後段の規定の適用を受ける場合には、それぞれの取得ごとに免税点を適用するよう取り扱うこと。

## 第7章 ゴルフ場利用税

(6) 共用部分のみの建築があった場合においては、当該建築に係る共用部分を管理者等が所有する場合であっても、管理者等に課税するものでないことに留意すること。（法73の2⑤）

18 免税点の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法73の15の2）

(1)及び(2) 略

(3) 家屋を取得した場合、一戸について免税点を適用するものとされているが、主体構造部の取得者と附帯設備の取得者とが異なるため、法第73条の2第6項後段の規定の適用を受ける場合には、それぞれの取得ごとに免税点を適用するよう取り扱うこと。

## 第7章 ゴルフ場利用税

## 第1 課税客体及び非課税の範囲等

2 ゴルフ場利用税の非課税の範囲及び取扱いについては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 法第75条の2第3号に掲げる法第23条第1項第10号に規定する障害者は、具体的には令第7条各号に掲げられているものであるが、当該障害者である旨の証明については、申請書のほか、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等により確認するものであること。

(3)～(9) 略

### 第9章 軽油引取税

#### 第1節 通則

##### 第1 課税客体等

10 みなす課税

(1)及び(2) 略

(3) 免税軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に届出をしなければならないものであること。ただし、法附則第12条の2の7第5項又は第6項の規定の適用がある譲渡をしようとする場合においては、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に対する届出及び道府県知事の承認は要しないものであること。(法144の3③、法附則12の2の7⑤・⑥、令43の4)

なお、何人も当該道府県知事の承認のなかった軽油を譲り受けてはならないもの(法附則第12条の2の7第5項又は第6項の規定の適用がある譲渡を除く。

)とされており、承認なくして免税軽油の譲渡を行った者及びその者から軽油を譲り受けた者については罰則の適用があるものであること。(法144の3④・144の26)

#### 第2節 徴収

## 第1 課税客体及び非課税の範囲等

2 ゴルフ場利用税の非課税の範囲及び取扱いについては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 法第75条の2第3号に掲げる法第23条第1項第9号に規定する障害者は、具体的には令第7条各号に掲げられているものであるが、当該障害者である旨の証明については、申請書のほか、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等により確認するものであること。

(3)～(9) 略

### 第9章 軽油引取税

#### 第1節 通則

##### 第1 課税客体等

10 みなす課税

(1)及び(2) 略

(3) 免税軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に届出をしなければならないものであること。ただし、法附則第12条の2の7第5項\_\_\_\_\_の規定の適用がある譲渡をしようとする場合においては、当該軽油に係る免税証を交付した道府県知事に対する届出及び道府県知事の承認は要しないものであること。(法144の3③、法附則12の2の7⑤\_\_\_\_、令43の4)

なお、何人も当該道府県知事の承認のなかった軽油を譲り受けてはならないもの(法附則第12条の2の7第5項\_\_\_\_\_の規定の適用がある譲渡を除く。

)とされており、承認なくして免税軽油の譲渡を行った者及びその者から軽油を譲り受けた者については罰則の適用があるものであること。(法144の3④・144の26)

#### 第2節 徴収

#### 第4 免税の手続

##### 20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の27・144の28）

(1)～(10) 略

(11) 法附則第12条の2の7第6項の規定の適用がある場合においては、譲渡を行った日及びその数量並びに譲渡先の名称を記載した報告書を提出するものであること。この場合において、報告書に添付することとされている譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類とは、受領書その他これに類する書面の写し等をいうものであること。（法附則12の2の7⑦、則附則4の7⑫）

#### 第16章 狩猟税

2 法第700条の52第1項第2号又は第4号の規定は、納税義務者の担税力等を考慮してその負担の軽減を図る趣旨によるものであることにかんがみ、狩猟者の登録を受ける者が当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する場合には、当該者が、農業、水産業又は林業以外の事業に従事する者であっても、これらの号の税率を適用することが適当であること。

（法700の52①Ⅱ・Ⅳ）

3 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で「農業、水産業又は林業に従事している者」とは、年を通じて継続的に又は断続的にこれらの事業に従事する者をいい、例えば、農業を営む者の扶養親族が夏期休暇中にたまたま農作業を行う場合等はこれに含まれないものであること。

なお、「従事している者」であるかどうかの具体的判定に当たっては、特段の事情のない限り、狩猟者の登録申請書に記載された職業によることとして差し支えな

#### 第4 免税の手続

##### 20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の27・144の28）

(1)～(10) 略

(11) 法附則第12条の2の7第5項の規定の適用がある場合においては、譲渡を行った日及びその数量並びに譲渡先の名称を記載した報告書を提出するものであること。この場合において、報告書に添付することとされている譲渡を行った数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類とは、受領書その他これに類する書面の写し等をいうものであること。（法附則12の2の7⑥、則附則4の7⑫）

#### 第16章 狩猟税

2 法第700条の52第1項第2号又は第4号の規定は、納税義務者の担税力等を考慮してその負担の軽減を図る趣旨によるものであることにかんがみ、狩猟者の登録を受ける者が当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合には、当該者が、農業、水産業又は林業以外の事業に従事する者であっても、これらの号の税率を適用することが適当であること。

（法700の52①Ⅱ・Ⅳ）

3 控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者で「農業、水産業又は林業に従事している者」とは、年を通じて継続的に又は断続的にこれらの事業に従事する者をいい、例えば、農業を営む者の扶養親族が夏期休暇中にたまたま農作業を行う場合等はこれに含まれないものであること。

なお、「従事している者」であるかどうかの具体的判定に当たっては、特段の事情のない限り、狩猟者の登録申請書に記載された職業によることとして差し支えな

いものであること。(法700の52①II・IV)

いものであること。(法700の52①II・IV)

---